

大規模開発事業基本事項届出書

令和 3 年 4 月 6 日
5

(宛先) 鎌倉市長



住所 神奈川県横浜市神奈川区山内町 15 番地 4

事業者 氏名 三本珈琲株式会社 代表取締役 山本聡

電話 045-461-0111

住所 神奈川県横須賀市森崎 1-2-17 栄田ビル 3007

代理人 氏名 ACT.1 総合デザイン事務所 三重作 幸人

電話 046-837-8793

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

鎌倉市まちづくり条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の目的	工場の増築 (倉庫 1 棟)								
事業区域の地名地番	鎌倉市岩瀬字下土腐 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部								
事業区域面積	7966.41 m ² (<input checked="" type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿)								
土地利用規制	区域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域			<input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
	宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 区域内			<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				
	風致地区	<input type="checkbox"/> 第 種風致地区			<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				
	用途地域	工業地域 (容積率 200%/建蔽率 60%)							
	保全対象緑地	<input type="checkbox"/> 区域内 () <input checked="" type="checkbox"/> 区域外							
	その他								
土地利用の方針	現況の土地利用は平坦な土地にコーヒー加工工場及び倉庫が既存建物として建築されている。現状倉庫が狭く製品保管が容易にままならぬため、既存緑地を極力保全しながら空地部分に倉庫を増築するものである。								
公共公益施設の整備の方針	汚水は敷地内既存污水管に接続し、雨水は新設雨水貯留槽 (地下埋設) を増設し敷地内既存雨水管に接続する								
環境及び景観の保全の方針	敷地内緑地は極力保全し、近隣住宅等外部からの景観も損なわないよう新規緑地帯の設置にも配慮するものとする。								
土地利用	宅地	農地	山林	公 共 公 益 施 設					その他
				道路	公園	緑地	水路	その他	
現況	m ²	7963.28 m ²					3.13 m ²	0 m ²	
計画	m ²	7963.28 m ²					3.13 m ²	0 m ²	
事業目的概要	区画数 1			区画面積 平均 m ²					
	建築面積	延べ面積	棟数	階数	高さ	戸数			
	全体 3874.36 m ²	全体 5160.76 m ²	全体 3	全体 2	全体 19.60m				
	増築 1002.26 m ²	増築 1008.60 m ²	増築 1	増築 2	増築 8.90m				
切土	0 m ³	盛土	0 m ³	都市計画施設 なし					

事業計画概要書

事業の目的	工場の増築 (倉庫 1棟)	
事業区域の地名地番	鎌倉市岩瀬字下土腐 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部	
事業区域の土地に対する 権原取得等の状況	自己所有地 市の公共下水道 雨水 (編入同意協議予定)	
事業区域内において予定されている建築物その他の施設の概要	建築物等の施設	増築倉庫 1008.60 m ² 既存工場 3813.77 m ² 既存倉庫 338.39 m ²
	造成工事	切土: 0 m ³ 、盛土: 0 m ³ 、搬出入土: 0 m ³ 、 処理方法:
	給排水等の施設	給水: 既存宅地内給水管に接続 汚水排水: 敷地中央既設汚水管 (Φ150 mm) に接続し放流 雨水排水: 増設雨水貯留槽を経て敷地中央既設雨水管 (Φ350 mm) に接続し放流
	道路その他の施設	なし
安全・防災対策の概要 (工事施行中の対策を含む)	施工に当たり、現状の物資搬入車両及び工事車両による交通事故防止に万全を期する。	
開発行為等の着手及び完了の予定年月日	着手予定日 令和4年 9月 15日 (但し、法令に基づく許可後) 完了予定日 令和5年 5月 15日	
開発行為等が自然環境又は生活環境に与える影響等に関する事項	事業区域建築増築部の南西、北西の樹木は現状にて近隣への落葉もあり、増築部分への干渉もある為伐採をするが必要樹木数及び緑地面積等を確保する (新設緑地の増設)。近隣住宅等からの景観的役割も十分に考慮し、事業区域の約 21.8%、面積では約 1741 m ² の緑地を保全する。	
開発行為等が社会的、経済的又は文化的状況に与える影響等に関する事項	複雑な現代社会の変化に追われる日々、つかの間の休息時間に味わう一杯のコーヒーの素晴らしさを多くの人々により迅速にお届けする為、製品のより良い流通施設を整える事が企業としての社会的等責務でもあり急務である。	
市民に対する周知及び意見の聴取の時期、方法等に関する事項	まちづくり条例の規定に基づき標識の設置や住民説明会を実施していく。また、その他にも、住民要望に応じて、適宜説明等を実施していく。	
その他参考事項		

土地利用の方針書

(第一面)

事業の目的		工場の増築 (倉庫 1 棟)
事業区域の地名地番		鎌倉市岩瀬字下土腐 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部
第 3 次鎌倉市総合計画との整合	利用区分ごとの利用方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 工業系土地利用の維持を図るとともに事業区域の緑地を防災・景観・緑地機能に留意しつつ、区域面積の約 21.8%を保全していく。
	リーディングプロジェクトにおける主要な都市整備構想の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業区域は主要な都市整備構想の区域には入っていない。
鎌倉市都市マスタープランとの整合	土地利用の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 良好な商品流通設備の整備をめざして、流通的土地利用の効率UPを図りながらも環境に留意し緑地の確保など自然的土地利用のバランスにも配慮し計画。
	自然環境の保全・回復の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の約 21.8%、緑地を保全していく。 現状にて近隣に落葉等の支障がある事等も検討し適正な緑地を保全していく。 増築のため、伐採した樹木も補えるよう 市の指導のもと適正な環境の保存をしていく。
	都市景観形成の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 商品流通設備の向上を図りつつ緑豊かな緑地を保全する、環境に配慮した計画としている。
	循環型のまちづくりの方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存雨水貯留槽 (地下ピット 403.9 m³) に加え新たな雨水貯留槽 (地下 80.1 m³) の設置により、良質な水環境の向上を図る。製造にあたり、やむを得ず発生するゴミ (コーヒーの内皮等) は契約農家ででの堆肥利用や動物園での動物の寝床として再利用し廃棄しない事としている。また、やむを得ず販売できない製品は温浴施設のコーヒー風呂原料やフードバンクへの寄付を行う事としている。

鎌倉市都市マスタープランとの整合	交通システム整備の方針に対処している事項	・近隣住宅等を含め、現状の交通環境を守るために、建築中又、建築後のトラック車両等通行ルートの新確認及び検討をし安全確保を図る。
	住宅・住環境整備の方針に対処している事項	・当該地は産業複合地でもあり、近隣住宅と調和した配置形態等に留意し、地域環境の向上につとめ、出来る限りの緑地等の確保につとめた計画とした。
	都市防災の方針に対処している事項	・火災時等の災害防止に必要な防火水槽の有無及び能力容量を既存防火水槽にて確認、市消防当局とも密に安全確認を行った。
	健康福祉のまちづくりの方針に対処している事項	・近隣住宅等から視覚的に感じられる緑空間を確保し、間接的ではあるが福祉のまちづくりに環境的に貢献できる様留意した。
	産業環境整備の方針に対処している事項	(産業系) ・近隣住宅等との調和や街並みに配慮し、事業区域の約21.8%の敷地内の緑化地を確保し、近隣住宅の間にも緑地帯を設けた。
	観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針に対処している事項	・工場用地ではあるが、近隣住宅等との間に出来る限り視覚的に自然の緑を感じられる緑地を設け、緩衝帯ともなるよう防災上の処置にも留意した計画とした。
	拠点とゾーンの整備方針に対処している事項	・当該区域は拠点及びゾーンの区域には入っていない。
		地域名
	地域別方針に対処している事項	・商品流通設備の向上を図りつつ緑地の保全等環境に配慮した計画としている。

鎌倉市緑の基本計画との整合	歴史文化を守る緑の配置等の方針に対処している事項	・当該区域は歴史文化、風土保存区域等には入っていないが出来る限りの緑化につとめる計画とする。	
	生き物を育む緑の配置等の方針に対処している事項	・当該区域は工場地帯ではあるが、水路もあり生物の多様性保全を目指し緑のネットワークに近づけるよう、出来る限りの緑化につとめるよう計画する。	
	暮らしを支え豊かにする緑の配置等の方針に対処している事項	・当該区域は工場地帯ではあるが、緑の帯を形成するような緑化の土地利用を計画する。	
	交流のふれあいを広げる緑の配置等の方針に対処している事項	・近隣住宅等からも開放感のある景観等緑を感じられるような植樹を計画する。	
	美しい景観をつくる緑の配置等の方針に対処している事項	・近隣住宅等からも開放感のある景観等緑を感じられるような植樹を計画する。	
	環境負荷を和らげる緑の配置等の方針に対処している事項	・事業区域の約21.8%、緑地を保全していく。 ・現状にて近隣に落葉等の支障がある事等も検討し適正な緑地を保全していく。	
	安全を高める緑の配置等の方針に対処している事項	・火災延焼防止をかんがみ近隣住宅等との間に緑地を緩衝帯となるように配置する。	
	リーディング・プロジェクトの趣旨に対処している事項	緑地の確保	・現状緑地の確保と新規緑地をあわせ今後とも継続的に緑地の保全を図る。
		緑の質の充実	・生物多様性も視点に入れ価値ある緑の創造を図る。
		緑のネットワークの形成	・生物多様性の保存、豊かな都市環境の実現に寄与する緑のネットワークの形成をめざす。
緑の基本計画の実現のための施策方針に対処している事項	・上記により事業区域の約21.8%の緑化を実現する。		

環境及び景観の保全方針書

(第一面)

事業計画の名称		(仮称) 三本珈琲株式会社鎌倉総合工場 増築工事計画
事業区域の地名地番		鎌倉市岩瀬字下土腐 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部
鎌倉市環境基本計画との関連	大気の保全に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における粉じんについては、粉じんに関する規制基準を遵守する。
	水質・水量の保全に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水は、既存宅地内排水管に接続する（現状水質の確保）。 ・ 雨水は既存雨水貯留槽（地下ピット 403.9 m³）に加え新たな雨水貯留槽（地下 80.1 m³）の設置により、良質な水環境の向上を図る。 ・ 工事中は、水溜の設置等により汚濁水が直接河川に混入しないように配慮していく。
	騒音・振動の防止に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の騒音については、施工方法、施工機械等を吟味して、騒音に関する規制基準を遵守する。
	歴史的環境の保全に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に指定する地域等には入っていないが、鎌倉の歴史的遺産をとりまく自然環境を意識し、可能な限り緑を確保するようつとめる。
	生態系の保持に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林等ではないが、出来る限りの緑の保全につとめ、ここに生息する動植物の生態系の保全につとめる。

鎌倉市緑の基本計画との関連	地域制緑地の候補地の方針に対処している事項 (地 区)	・地域制緑地の候補地ではない。
	施設緑地の候補地の方針に対処している事項 (地 区)	・施設緑地の候補地ではない
	保全配慮地区の方針に対処している事項 (地 区)	・保全配慮地区の候補地ではない
	緑化地域の方針に対処している事項 (地 区)	・工場用地であるが緑地の出来る限りの保全を考慮し、事業区画の約21.8%の緑地を確保
	緑化推進重点地区の方針に対処している事項 (地 区)	・緑化推進重点区域ではない

鎌倉市景観計画との関連	構造別景観形成	景観地域の基本方針に対処している事項	(都市景観) 地域		
			特定の地域、区域にはないが近隣住宅地の住環境、防災環境の向上等を考慮し緑地による潤いを感じる都市環境の形成を図る。		
		ベルトの基本方針に対処している事項	() ベルト・ <u>該当なし</u>		
		拠点の基本方針に対処している事項	() 拠点・ <u>該当なし</u>		
	類型別景観形成	土地利用類型別の景観形成の方針及び基準に対処している事項	区域	(産業複合地) 区域	
			方針	計画にあたり、近隣住宅等からの視点を考慮し、敷地内の修景、緑化等の創出などを進め、突出した形にならない意匠に誘導し良好な地域環境の創造につとめる。	
			基準	事業区域の約 21.8%の緑地を確保し、良好な地域環境の創造につとめる。	
	特定地区	特定地区における景観形成の方針及び基準に対処している事項	区域	() 地区・ <u>該当なし</u>	
方針					
基準					
眺望景観	眺望景観の保全、創出の方針に対処している事項	地区を囲む丘陵の緑への市民性確保に配慮するとともに、周辺家並みとの調和と上耕地公園からの眺望に配慮する。			

環境及び景観に係る調査報告書

(第一面)

事業計画の名称		(仮称) 三本珈琲株式会社鎌倉総合工場 増築工事計画	
事業区域の地名地番		鎌倉市岩瀬字下土蔵 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部	
環境に係る調査報告	共通調査項目	現況	・地形、地質及び土質の状況 ・土地利用の状況 現状平坦地。既存工場 2 階建て、既存倉庫 1 階建て
		計画	・土地の形質の変更行為を実施する区域及び変更方法 ・事業の実施に伴い設置される工作物の位置、規模及び構造 ・土地の形質の変更無し、敷地内空地部分に 倉庫 鉄骨造 2 階建て延床面積 1008.60 ㎡を増築
	大気汚染	調査項目	・土石の搬入又は搬出のための自動車の運行台数 ・土石の搬入又は搬出のための経路 ・最盛期の土石の搬入又は搬出のための工事車両運行台数は概ね 30 台程度と計画する。 ・事業区域から直接 8.0m 市道への搬入又は搬出のための経路とし、近接住宅地を経由しての経路はない
		対応方針	粉じんの飛散を防止するための措置等 ・当該工事の工種は建築工事が主である。粉じんの発生工種は、掘削工事と残土の搬出、資材、コンクリート等の搬入に使用するトラック、ダンプトラック及びコンクリートミキサー車等の通行によるものが考えられる。 ・粉じんの発生と飛散については、工事区域出入口に工事用車両の洗車施設を設け、車体やタイヤに付着した泥等の除去を行うとともに、工事用車両への飛散防止カバーの設置等の措置を講じ、影響がでないように努める。 ・工事中は、必要に応じ適宜散水を行う。
	安全	調査項目	・交通経路の状況 ・事業の実施区域に係る出入路の位置、構造及び使用の方法 ・自動車の運行の時間及び出入りの回数 ・事業の実施区域に係る出入路の位置は、現状のものであり新たに出入路の設置はなし、 又、最盛期の工事車両は概ね 30 台程度と計画し、交通整理員の配置により事故防止に努める。 ・現状の自動車の運行時間は通常 8:00～18:00 となっており、出入りの回数は概ね 20 回程度。 工事車両運行禁止時間 19:00～翌日 7:00、日曜日その他の休日
		対応方針	交通安全確保のための措置等 ・事業区域に係る出入りは、敷地北側 8.0m 市道へ出入りする。最盛期の工事車両は概ね 30 台程度であり、現況交通量に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。 ・工事中の安全対策に関して、事前に関係機関等と協議を行うものとし、交通安全対策上必要な施設（防護さく、立ち入り防止さく、カーブミラー、標識、点滅灯等）を設置するとともに、交通整理員の配置により事故防止に努める。 ・工事施工者及び作業員は地域に迷惑等をかけないようにすると共に、施工上の地域の要望には応えるものとする。

(第二面)

環境に係る調査報告	残土	調査項目	・残土の発生量及び処分の方法	・発生残土約 500 m ³ については、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、各市内にて処理する予定
		対応方針	残土の運搬及び処分が生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・残土の運搬に当たっては、粉じん対策（散水等）、安全対策（交通誘導員の配置等）に万全を期するとともに、騒音、振動の抑制に努める。 ・歩行者が集中する通勤、通学時間帯の搬出は行わない。 ・町内会、自治会等とも協議をし十分な安全対策を講ずる。
	騒音	調査項目	・騒音に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・騒音に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・騒音に係る特定建設作業騒音の特定	・騒音、振動に係る特定建設作業にあたらぬ工事とする。 基本的に上記によるが他、くい打ちはセメントミルク工法、アースドリル工法等、敷地境界地点の騒音レベルは 85db 以下、振動レベル 75db 以下としバックホウ 原動機 80 キロワット未満 ブルドーザー 原動機 40 キロワット未満、等 又、作業時間は次のとおりとする。 作業禁止時間 19:00～翌日 7:00、日曜日その他の休日
		対応方針	騒音によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・上記によるが、万一騒音、振動に係る特定建設作業にあたる場合は、騒音の規制基準は 85dB 以下、振動の規制基準 75db 以下のものを使用する。
	振動	調査項目	・振動に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・振動に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・振動に係る特定建設作業振動の特性	・騒音、振動に係る特定建設作業にあたらぬ工事とする。 基本的に上記によるが他、くい打ちはセメントミルク工法、アースドリル工法等、敷地境界地点の騒音レベルは 85db 以下、振動レベル 75db 以下としバックホウ 原動機 80 キロワット未満 ブルドーザー 原動機 40 キロワット未満、等 又、作業時間は次のとおりとする。 作業禁止時間 19:00～翌日 7:00、日曜日その他の休日
		対応方針	振動によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・建設機械の中で特定建設作業として指定されている機械は、パイプロハンマーである。 ・振動の規制基準 75dB以下のものを使用する。 ・当該地における地質等を勘案して予測計算を行ったところ、事業区域境で規制基準を下回っている。

(第三面)

環境に係る調査報告	気象	調査項目	風向き及び風速の状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該地は平坦地あり近接住宅地との間に樹木等もあり日常は特に風向、風速に著しい変化がおきる状態にはない地形である。 又、建設される建築物は現状の樹木高さとの大差がなく、建築物による影響も少ないと思われる。
		対応方針	風向きの変化等により居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> 既存敷地内の空地部分に増築工事を行うものであるが、当該地は平坦地あり現況地形等を変更することなどはなく、日照や風向き及び風速に与える影響は少ないと思われる。また、建設される建築物が既存工場の1/2以下の高さで建築物高さも低く、建築物による影響も少ないと思われる。
	水象・地象	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 降雨量の状況 河川の流量及び流速並びに流域水収支の状況 植物の生育状況 排水路の位置、規模及び構造 	<p>年間降雨量 2020年(1687.5mm) 2019年(1937.0mm)</p> <p>最大時間降雨量 2020年(33.50mm) 2019年(72.0mm)</p> <p>気象庁ホームページ(横浜気象台資料)</p> <p>公共下水道(雨水)Φ800北側市道にあり 既存管接続済み</p> <p>事業区域に一部係る鎌倉市の小規模な水路はあるが、区域から水路に流入する雨水は無い。</p> <p>植物種の中には法律等で定めた貴重なもの等は含まれていない。</p> <p>雨水排水路は既存雨水貯留槽(地下ピット403.9㎡)に加え新たな雨水貯留槽(地下80.1㎡)の設置により、既存雨水管を経由し放流先の道路埋設雨水管に接続。</p>
		対応方針	傾斜地の崩壊を防止するための措置及び河川流量等の変化が居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> 当該地は傾斜地は一切無い平坦地である。 また、雨水の流出係数の変化をおさえるため、緑地面積を多く保全する。 また、市の基準に基づいて計画雨水量を計算したうえで、既存雨水貯留槽(地下ピット403.9㎡)に加え新たな雨水貯留槽(地下80.1㎡)の設置により、放流先への負担軽減を図っている。
	動物	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 動物の生育の状況 貴重種又は重要種の動物の繁殖の状況及び生育環境の特性 	<ul style="list-style-type: none"> 特に貴重種、重要種の動物は認められないが、現状の保全につとめ、ここに生息する小動物等の生態系の保全につとめる。
		対応方針	動物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木、新設植樹緑化等により小動物等の生態系の保全につとめる。
	植物	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 現存植生 潜在自然植生 貴重な植物の種、群落及び植生の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 特に貴重な植物の種等は認められないが、出来る限りの現状樹木の保全及新設植樹を図る。

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・現地調査で明らかにした植物種の中には法律等で定めた貴重なものは含まれていない。また、神奈川県環境影響評価技術マニュアルによる貴重な植物群落及び貴重な植物の種、環境庁による貴重種及び「我が国における保護上重要な植物種の現状」と照合した結果、現地調査により確認された植物の中にはこれらに該当するものは含まれていない。以上のことから出来る限りの緑地保全の他特段の措置は講じていない。
	生態系	調査項目	・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖	・常緑樹、落葉樹（高木、中木、低木）のバランスのとれた配置 ・上記による植物、動物等現状生態系の維持及び保全
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	・植物種の中には法律等で定めた貴重なものは含まれていない。また、神奈川県環境影響評価技術マニュアルによる貴重な植物群落及び貴重な植物の種、環境庁による貴重種及び「我が国における保護上重要な植物種の現状」と照合し、現地調査により確認された植物の中にはこれらに該当するものは含まれていないが出来る限りの緑地保全を図る
	文化財	調査項目	・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況	・当該地業地を含めその周辺にも文化財にあたるものは存在しない
対応方針		文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	・神奈川県文化財目録及びその位置図、埋蔵文化財遺跡地図により分布状況を調査した。 ・鎌倉市の史跡等は、市街地中心部に多く見られるが、当該事業区域やその周辺には存在しない。	
景観に係る調査報告	調査項目	・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法	・眺望点は上耕地公園 ・計画建物 鉄骨造2階 高さ8.90m ・眺望の範囲 地区を囲む丘陵の緑と周辺家並み ・産業複合地でもあるので、近隣住宅景観と調和した配置形態、色彩等を意識し、近隣住宅との間に緑のスペースの配置を工夫、高木や季節感のある植栽をおこない地域環境に向上できる空地や緑地確保につとめる	
	対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等	・建物の高さを既存建物より低くし、近隣住宅からの視点を考慮し、敷地内の修景、緑化等の創出などを進め、突出した形にならない意匠に誘導し良好な地域環境の創造につとめる	